

に聴く



弁護士 森 美穂

106



対応遅延 ハラスメント相談への

判例から見る 労働トラブルの 防止対策



に該当するとして、被告に對して慰謝料及び弁護士費用を請求したという事案です。

4、裁判所は、被告が原告に授業をさせなかつたという原告の申告内容について、原告と被告との間で訴訟が繰り返される状況下では、部会がきないと判断した場合の対応について、パワーハラ指針は直接言及していませんが、相談・申告を放置してよいはずはありません。

学校法人茶屋四郎次郎記念学園事件（東京地裁令和4年4月7日判決）は、被告の運営する大学の教授として勤務していた原告が、被告のハラスメント防止・対策専門部会（以下「部会」）に対し、被告が原告に授業を担当させなかつたこと、教授会で原告の発言を禁止する等不当な取扱いをしたこと等について相談したにもかかわらず、長期にわたり放置された後に、部会では審議不能であるとして何ら改善策を講じなかつたことが契約上の安全配慮義務に違反し債務不履行

不履行であるとはいえない」と判示しました。

しかしながら、部会が原告のパワーハラ申告の内容について審議不能と結論を出したこと自体は安全配慮義務に反する債務不履行であるとはいえない

5、企業においては、パワーハラ指針で求められる「迅速かつ適切な対応」において、相談者に対する「迅速かつ適切な報告」までが含まれると考えたうえで相談窓口の体制を整備しておくことが求められると思われます。

1、厚生労働省のパワーハラスメント防止のための指針（パワーハラ指針）では、「事業主が、職場におけるパワーハラに関して雇用管理上講すべき措置」として、①パワーハラに対する事業主の方針の明確化及びその周知・啓発、②相談・苦情に応じ、適切に対応するため必要な体制の整備、③パワーハラへの事後の迅速かつ適切な対応等が規定されています。

2、中小企業に対しても令和4年4月にパワーハラ防止措置が義務化されましたので、すでに多くの企業において、パワーハラ指針に基

づき相談窓口の設置が進んでいると思われます。しかし、単に相談窓口を設置すれば足りるものではありません。相談者の話に真摯に耳を傾け、相談者の意向を的確に把握するなど適切に対応し、事実関係を迅速かつ正確に確認し、パワーハラが確認できた場合には、速やかに被害者に対する援助・配置転換その他の配慮措置を適正に行うことや、パワーハラ行為者に対する懲戒その他の措置を適正に行なうことが求められます。

3、一方、相談窓口などが、相談者が申告する事実についてパワーハラを認定で

4、裁判所は、被告が原告に授業をさせなかつたという原告の申告内容について、原告と被告との間で訴訟が繰り返される状況下では、部会がきないと判断した場合の対応について、パワーハラ指針は直接言及していませんが、相談・申告を放置してよいはずはありません。

5、企業においては、パワーハラ指針で求められる「迅速かつ適切な対応」において、相談者に対する「迅速かつ適切な報告」までが含まれると考えたうえで相談窓口の体制を整備しておくことが求められると思われます。

（イラスト・源 安孝
イラスト・源 安孝
（森法律事務所 所長）